

## 令和4年2月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和4年2月21日(月) 開会17時32分  
閉会19時15分

場 所 5階大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)  
山本 隆正 教育委員  
川崎 栄一 教育委員  
新谷 なをみ 教育委員  
議事録署名委員 新谷 なをみ 教育委員

教育部 柏木 正義 教育部長  
稲尾 隆 教育部次長  
奥 茂夫 教育政策課長  
北村 俊雄 学校教育課長  
古本 昭彦 社会教育課長  
松丸 真治 学校教育課参事  
利光 聡典 学校教育課参事兼教育相談センター所長  
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長  
縄田 早苗 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 「別府市教育行政アクションプラン」について【議第1号】  
**※継続審議**  
第3 令和3年度一般会計補正予算案(第13号)について【議第7号】  
第4 令和4年度一般会計当初予算案について【議第8号】  
第5 別府市学校給食運営委員会条例の制定について【議第9号】  
第6 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第10号】  
第7 別府市子どもの読書活動推進計画(第3次)について【議第11号】  
第8 市指定文化財「東別府駅本屋」の現状変更等について【議第12号】  
第9 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会設置要綱の制定について【議第13号】

報告事項 (1) 寄附受納について【報告第2号】

その他 (1) 3月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和4年2月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は新谷委員にお願いいたします。

---

## ◎ 「別府市教育行政アクションプラン」について ※継続審議

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第1号「別府市教育行政アクションプラン」についてでございますが、現在事務局にて内容について協議中でございますので、今回は議案を取り下げ、審議を次回に延期いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

※異議なし

---

## ◎ 令和3年度一般会計補正予算案（第13号）について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第7号 令和3年度一般会計補正予算案（第13号）についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは1ページをご覧ください。議第7号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。  
教育政策課関係部分ですが、歳入予算、歳出予算双方に関係しておりますので、先に歳出からご説明いたします。  
4ページをお開きください。歳出につきましては、入札等に伴う不用額を減額するもの、そしてコロナ関係で出張等を控えたことによる旅費や負担金等の不用額を減額するものが主となっております。具体的には、まず一番上の事業番号 0539 事務局運営に要する経費の旅費、委託料、負担金補助及び交付金 169 万 2 千円の減額、事業番号 0553 小学校の施設整備に要する経費の工事請負費 6,357 万 7 千円の減額、そして事業番号 1349 小学校の I C T 環境整備に要する経費の役務費、委託料、備品購入費 1,505 万 9 千円の減額となっております。また、増額する補正が 2 件ございます。事業番号 0551 小学校運営に要する経費の需用費、備品購入費で 2,140 万 1 千円の増額、そして事業番号 0563 中学校の運営に要する経費の需用費、

備品購入費で1,265万8千円の増額です。これは、昨年11月26日に閣議決定された「学校等における感染症対策等支援事業」及び令和3年12月20日に予算化された「学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業」を活用し、児童生徒の学びのために必要なICT教材及び保健衛生用品を購入するためのものです。具体的には、大型提示装置（プロジェクター）を小学校73台、中学校24台、合計97台。また保健衛生用品につきましては、マスクや消毒液等となっております。国庫補助率は2分の1です。国の補正予算に伴い今期間に計上しておりますので、翌年度に全額繰り越して令和4年度において事業を実施いたします。

続きまして6ページと7ページをお開きください。こちら先程と同様に入札に伴う不用額を減額するための補正となっております。事業番号0566 中学校の施設整備に要する経費の工事請負費として2,412万5千円減額。事業番号1350 中学校のICT環境整備に要する経費の役務費、委託料、備品購入費795万5千円減額。事業番号0588 幼稚園の施設整備に要する経費の工事請負費として363万1千円減額。事業番号1244 図書館等一体的整備に要する経費の旅費、委託料として611万2千円の減額。事業番号1334 学校給食共同調理場建設に要する経費の報償費、旅費、委託料として3,378万9千円減額となっております。

次に2ページにお戻りください。歳入です。これは、先程歳出でご説明しました国の予算を活用して、ICT教材及び保健衛生用品を購入するため国庫補助金の02 小学校費補助金1,064万2千円、03 中学校費補助金630万円を増額するものです。次に3ページの教育債です。入札等により歳出が減少したことによる国庫補助等の減額の財源補正となります。01 小学校債4,840万円、02 中学校債2,670万円、03 幼稚園債320万円、05 保健体育債3,310万円の減額となっております。教育政策課関係部分は以上となります。

**社会教育課長** それでは社会教育課関係部分についてご説明させていただきます。まず2ページをお開きください。歳入です。05 社会教育費補助金及び3ページの04 社会教育債、こちらにつきましては、別府市公会堂大ホールの椅子、舞台照明改修工事の額の確定に伴いまして、防衛省の補助金の確定金額に対しまして決定額の差金であります1,385万5千円を減額、そして市民会館整備事業債では確定額に伴いまして730万円を減額し、財源補正するものでございます。

続きまして6ページをご覧ください。事業番号0601 町内公民館活動に要する経費、266万9千円の減額でございます。こちらは、町内公民館を新築・改築しようとする自治会に対し、その資金の一部として貸付金及び補助金として交付する経費でございます。本年度実施予定でありました4自治会のうち、実施できなかった2自治会に対する補助金額43万6千円、貸付金223万3千円を減額するものでございます。

次に7ページです。事業番号0940 中央公民館・市民会館に要する経費の減額でございます。こちらは、当初委託にて予定をしておりました別府市公会堂大ホールの緞帳取替工事を、今回実施いたしました公会堂大ホールの改修工事のほうに組み入れて執行いたしましたことから、委託料として計上しておりました予算額1,400万3千円を減額するものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま関係課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第7号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第7号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 令和4年度一般会計当初予算案について

**寺岡教育長** 次に議事日程第4、議第8号 令和4年度一般会計当初予算案についての説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 議案の8ページをご覧ください。議第8号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

それでは教育政策課関係部分をご説明させていただきます。別冊資料をご覧ください。1ページ目をお開きください。1番の(3)所管の重点施策が載っておりますので、こちらを中心にご説明させていただきます。

資料の8ページをお開きください。小学校のICT環境整備に要する経費です。ICT教育環境整備事業として3,929万9千円計上しております。これはGIGAスクール構想の実現に向け、学校におけるICT活用のための環境整備を行うための経費であり、タブレット端末の保守委託、電子機器の整備管理、プリンターの借上げ等からなっております。

次に11ページをお開きください。中学校のICT環境整備の要する経費です。こちらは、ICT教育環境整備事業として2,106万6千円計上しております。小学校と同様に中学校につきましてもICT活用のための環境整備の予算を組んでおります。

続きまして13ページをお開きください。図書館等一体的整備に要する経費として9,331万6千円計上しております。令和2年3月に策定された新図書館等整備基本計画に基づきまして、新図書館等を建設に向けての設計を行うための予算となっております。基本設計・実施設計支援業務委託、そしてオープンプラットフォーム会議の開催等の経費となっております。

次に15ページをお開きください。給食共同調理場施設整備に要する経費です。給食共同調理場解体事業として628万9千円を計上しております。これは昭和47年に建築されて老朽化が進んでおります共同調理場解体工事のための設計及びアスベストの調査分析に係る経費となっております。令和5年9月に新しい共同調理場が完成しますので、稼働が開始しますと現在使われている共同調理場については、そのままにしておくのと老朽化が進んでおり危険がありますので、解体撤去を予定しております。そのための準備として令和4年度の段階で解体のための設計であったり調査であったりそういったものに必要な経費を計上するものです。

次に 16 ページをお開きください。小学校の給食施設整備に要する経費です。食物アレルギー対応給食調理場整備として 519 万 4 千円を計上しております。これは、山の手小学校の単独調理場をアレルギー対応の給食の調理場に改修するための設計費となっております。続きまして同じページの下段、学校給食共同調理場建設に要する経費です。学校給食共同調理場建替事業として 8 億 3,834 万 2 千円計上しております。令和 5 年 9 月給食開始予定の新学校給食共同調理場建設工事に要する経費となっております。総事業費は 37 億 4,900 万円、令和 2 年度から 5 年度までの事業でございます。教育政策課関係部分は以上となります。

**学校教育課参事** 続きまして学校教育課関係部分をご説明いたします。

19 ページの下段です。スクールサポートスタッフ活用事業です。東山小中学校を除く市内の小中学校 19 校に教員の業務を補助するスクールサポートスタッフを 1 名ずつ配置するものです。その報酬費等 2,429 万 6 千円を計上しております。

続きまして 20 ページです。事業概要をご覧ください。④と⑤を合わせまして ICT 教育推進事業、GIGA スクール構想に基づいて整備した 1 人 1 台端末の活用に向けた事業として 3,959 万 1 千円を計上しております。内訳としてまは、ICT 支援員を派遣する費用 700 万円。ICT 活用推進に係る支援委託に 490 万円。これは ICT 活用推進計画の実行の支援、モデル校の別府西中学校、そして市内教職員への研修支援があります。また、⑤番のオンライン学習教材の使用ということで、AI 型ドリル（キュビナ）の使用に係る経費 2,650 万 1 千円を計上しております。

次に⑥番の金融教育推進事業についてです。令和 4 年度から高校の家庭科で金融について学びます。これを受け、児童生徒一人ひとりが金融経済に対して正しい知識を有し、将来安定的な資産形成を実践できるよう、小学校 1 校、中学校 1 校をモデル校にして金融教育を実施します。その事業費に 421 万 3 千円を計上しております。

次に⑦番のプログラミング教育推進事業です。中学校技術科で実施しているプログラミング教育の更なる充実を図ります。教材費として 1,049 万 9 千円を計上しております。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** それでは 23 ページの上段をご覧ください。学校いきいきプランに要する経費でございます。学校いきいきプラン支援員配置事業は特別な支援を必要とする園児・児童生徒の教育的ニーズに応じた個別の支援として 48 名の支援員を幼・小中学校に配置するものでございます。7,806 万 1 千円を予算額としております。

次に 25 ページの上段をご覧ください。スクールソーシャルワーカー活用に要する経費でございます。スクールソーシャルワーカー活用事業は、困りを抱える児童生徒の環境改善に向け、社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを学校に派遣するものでございます。1,557 万 5 千円を予算額とし、そのうち 733 万 7 千円が県から補助される予定です。今年度は週 2 日勤務を 3 名、週 4 日勤務を 1 名のスクールソーシャルワーカーを任用していますが、来年度は週 2 日勤務を週 3 日に増やし、増加する相談に対応する予定でございます。

同じく 25 ページ下段の小学校の保健衛生に要する経費をご覧ください。

フッ化物洗口と生理の貧困についてご説明させていただきます。子どもの健康促進（小学校フッ化物洗口）事業は、週1回のフッ化物洗口に要する経費です。小学校の保健衛生に要する経費のうち、655万9千円を予算額としています。昨年度はコロナ禍により中止していましたが、今年度は再開しているところでございます。また、同じく小学校の保健衛生に要する経費より、生理の貧困支援事業（小学校）は、小中学校の保健室及び小学校4年生から中学校3年生の女子トイレの個室に、生活困窮や家庭の事情等により生理用品の準備に困りを抱える子ども及び生理用品が欲しいと言い出せない子どもにナプキンの無償配布を行うものでございます。小学校に関しましては、予算額は23万1千円としております。

28ページの上段をご覧ください。中学校の保健衛生に要する経費です。このうち子どもの健康促進（中学校フッ化物洗口）事業は小学校と同様の内容でございます。予算額は325万8千円を計上しております。同じく生理の貧困支援事業も小学校と同様の内容でございます。予算額は23万1千円でございます。

次に31ページをご覧ください。幼稚園の保健衛生に要する経費です。同じくフッ化物洗口事業で16万6千円です。フッ化物洗口に係る手数料が小学校に含まれているためこの予算額となっております。以上でございます。

**学校教育課参事** 続きまして31ページ下段、公立幼稚園の預かり保育事業です。市立幼稚園5園において、子育て支援の充実に繋げるために預かり保育を実施いたします。その報酬費等5,163万7千円を計上しております。

次に33ページの上段です。部活動指導員支援事業です。働き方改革を推進するために指導教員の負担軽減を図る部活動指導員の配置を拡充します。その報酬等1,246万1千円を計上しております。以上でございます。

**社会教育課長** それでは社会教育課関係部分です。重点施策の3ページにあります町内公民館建設等支援事業から別府市誌編纂事業までについてご説明させていただきます。

まず35ページの町内公民館等建設事業です。現在、町内公民館の事業につきましましては、こちらのほうで新築・増改築・用地取得等に貸付金と補助金の制度を設けております。貸付につきましましては3分の1、補助金につきましましては5分の1という形で要綱を制定しております。今回、老朽化している町内公民館の改修等についての自治会の負担軽減ということで、要綱の改正をいたしまして、貸付、補助金とも2分の1、上限につきましても限度額を若干上げることで、町内公民館の維持管理について適正な対応ができるような形で要綱を設置しまして、その部分の予算額を計上しております。

続きまして、地区公民館等無線LAN整備事業です。36ページの地区公民館から37ページの中央公民館、サザンクロス、野口ふれあい交流センター等それぞれまとめて措置をする形になります。こちらの趣旨といたしましては、災害時の避難者の生活環境の改善、また平時における利用者の利便性向上のために、各地区公民館、中央公民館、サザンクロス、野口ふれあい交流センターに公衆無線LANの整備を予定しております。

続きまして37ページ、少年自然の家整備事業でございます。こちらは令和2年10月より休所しております「おじか」につきまして、今年度サウン

ディング調査を実施いたしました。その結果を踏まえまして、来年度、主にキャンプ場としての利用をしつつ、これまでの児童生徒の宿泊体験活動の場を堅持した形の改修をするための基本計画を策定するものでございます。

続きまして 39 ページ、美術館空調改修事業でございます。こちらは公共施設の保全実行計画に基づきまして、老朽化しております美術館の空調設備及び高圧受変電設備の改修工事を行います。工期につきましては、再来年度の6月までの工事になります。こちらに挙げておりますのは来年度分の工事費になります。

続きまして 42 ページ、子どもの読書活動推進事業でございます。今回策定します読書活動推進計画第3次において、取組の一つとして、図読書率の向上を目的に、0歳児または1歳6か月健診で絵本の読み聞かせや図書の配布をするような形の予算を計上しております。

続きまして 45 ページ、別府学創生事業です。こちらは継続事業になります。別府市の歴史、温泉、観光、伝統文化及び先人の功績を伝承しつつ、子どもたちが郷土別府に対する誇り、愛着、自らまちづくりを担う心を育むため、「別府学」の学習資料を、毎年校正をかけながら配布しております。そちらの経費を計上しております。

最後に 46 ページ、別府市誌編纂事業です。令和6年に市制100周年を迎えることを記念いたしまして、別府市誌の編纂に来年度から令和6年までの3年間で別府市誌の編纂に取り組むための費用を計上しております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各課長、参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** 予算額の総額としてはどうですか。前年度と比べてかなり増額しているようですが。

**教育部長** 今回予算規模としては、一般会計当初予算規模としては過去最大の規模になっています。総額で558億2千万円で、前年度比で6.6%の増です。

**川崎委員** 全体で558億2千万ということですが、1ページ目にある一般会計予算額の表で教育部各課の予算額がありますけど、この数字以外に何かあるということですか。

**教育部長** 今私が申し上げた数字は、市役所全体の数字です。

**川崎委員** 教育部がこの表ですね。教育政策課の数字が膨らんでいるのは、新共同調理場や新図書館について時限的に発生しているものかと思うのですが、そういうものを除いて、一般的に毎年運営にかかる金額というのが、昨年度と比べて今年度がどういう状態になっているのかということは、検証のようなことはしたことがありますか。要は、予算がマンネリ化していて、必要なものと必要ではないものを見分けて、きちんと予算を立ててやっているか、そういうところがどういう形でこの予算が決められているかということが一つの指標になるかと思うのですが。こういう突発的なものがある

とそこだけぼんと膨らむのは当然のことなので、それが見えなくなってくる可能性が高いと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

**教育部長** 財政課から予算要求枠が示され、それをオーバーしないように予算を組み立てます。その他、例えば新規であるとか、川崎委員が言われましたように、給食共同調理場だとか図書館だとか特別なものについてはまた別枠で要求します。

**川崎委員** 財政からきているその枠というのは、昨年度と比べて今年度は大きくなったのか緊縮財政になったのか、その辺はどうですか。

**教育部次長** 継続的にやっている事業についてはシーリングがかかっているのですが、それ以外は新規重点施策がありますので、教育委員会については年々予算額が大きくなっています。スクールサポートスタッフの配置であるとか、今回で言えば金融教育事業とかプログラミング教育事業とか、そういった新規事業が増えていきますし、総額としては教育予算が増えているといった形になります。

**川崎委員** 去年より3%減っているという中で、この事業については少し見直そうとか、そういった議論というのはそれぞれの課でやっているという認識でいいですか。この事業は少し予算を下げて縮小していこうとか、そういうことの具体的な議論の例とかありますか。

**教育部長** 教育部のそれぞれの課が予算案を作成し、その合計額が教育部の枠の中に収まるように調整します。その後、財政課の査定があり最終的に市長査定を受けることで予算が決まっていきます。なるべく事業はスクラップするという方向に向かっておりますので、コロナ禍でもありますし、例えば式典の縮小などを心がけていますが、なかなか難しい状況ではあります。

**川崎委員** 年々マンネリ化してくる可能性が十分高いので、やはりスクラップアンドビルドというか、やめる事業もあるし伸ばさなければならない事業もある、その辺のメリハリをつけていくのが正しい、その中で最終的な財政があるので、その中に収まるようにというか、そういう視点をもって予算化してもらうのが一番いいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**新谷委員** 今川崎委員がおっしゃったことを私も感じるのですが、金融教育とかそういう必要な部分が新しく入ってきて、学校は、新しいものは入ってくるけども古いものもまだ残っているというか、そんなところなんですけど、例えば私が思ったのは、23ページのいきいきプランについてですが、インクルーシブ教育がずっと言われてきて、学校の中には特別な支援を要する子どもが随分増えているんですね。それを個別に別学級で見ている先生もいるのですが、別学級で見る時間は少なくて、クラスの中に入って他の子どもと一緒に授業を受けるほうが多くて、この時にこのいきいき支援員さんがついてくださるんですね。席に座って授業を受けられる子どもであればいいのですが、やはり立ち回ったりとか教室を飛び出したりとかそういう子どももいて、このいきいき支援員さんがいなければ学校はやってい

けないというようなことを私も感じましたし、いろんな校長先生や現場の先生がそういうことを言われるんですね。今年 48 名の予算なのですが、これは去年よりも増えているのか減っているのか同じなのか、そこはどうか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 令和 4 年度予算は令和 3 年度と同額になっております。本年度は 48 名任用することができておりますが、実は現時点で来年度の 48 名が揃っていないという状況にあります。

**新谷委員** ということは、以前こういう生徒がいるので何人配置してほしい、と学校が要望しても支援員さんが配置されないということがありましたが、今も予算を組んでも支援員になる人がいない、希望する人がいないという状況ですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 本年度に関しましては 48 人揃いましたので、各学校に配置できましたが、今ちょうど来年度分を募集中で、あと数名なのですが、48 名揃えるということが課題になっているところではございます。

**新谷委員** わかりました。どこの学校も支援員さんが足りない、もっと必要というのが実情で、すごく困っているということを私も経験しました。この予算案を見ると、これも必要あれも必要と思ってしまうのですが、川崎委員さんがおっしゃったように少し精選しないと、全部やったらお金も足りないし、結局効果が薄くなると思うんです。やはり、するからには予算を厚くつけて、その効果が上がるようなやり方をしたほうがお金の使い方としてはいいのかなと思います。減らされるところは可哀そうで、なぜ減らしたのか、と言われるかもしれないのですが、今重点的に取り組むのはこの中でどれなのかということを精選して、今年はここにお金をかけて充実させて、例えば 3 年やって効果が上がったなら、このノウハウを活かして次の 3 年はこれをする、というふうにしていくといいのかなと思います。

**教育部長** 教育委員会、行政としては、教員の働き方改革、負担軽減というところが大きな課題だと捉えておまして、今回、教育の支援員や部活動支援員といった制度を取り入れようとしているのですが、ひとつは、先程学校教育課参事から話があったとおり、部活動支援員についてもなかなか引き受けてくれる人がいないというのが現状でございます。部活動支援員につきましては、支援員を雇うだけではなく、クラブチームに声をかけたりする試みもやっておりますし、先程予算の説明のときにもありましたように、スクールソーシャルワーカーについては、県の補助基準があるのですが、別府市教育委員会の場合は、今回予算要求でその基準を超える部分というか支援員の勤務日数を増やしたり、スクールソーシャルワーカーにしても予算を増額したりしております。ですので、新谷委員が言われましたとおり、何に特化してやっていくのかということをしつかりと認識しながら予算要求していきたいと思っております。また、今後知見活用委員会の報告ですとか、そういったところで事業内容をきちんとチェックして回していかなければいけないので、またご報告させていただいたときにはいろいろとご指導いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**寺岡教育長** かなりの税金を投入して費用対効果というものをしっかり検討し、どういう効果があったのか、そこでスクラップアンドビルドということを考えていかなければいけないと思います。

**福島委員** 今年市議会で指摘されたり要望されて、来年度新たに予算をつけたものがあるのですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 先程ご説明いたしました、生理用品の無償配布に係る経費については、議会でも質問を受けていますが、別府市としても今年度当初から検討していたことで、予算をつけたところでございます。

**福島委員** その他はないですか。

**教育部長** 議員からの要望があつて、それに対してどういった予算をつけたのかということについては、今説明のあつた生理用品のこと以外は記憶がありません。基本的には、議員からいろいろとご指摘を受けますが、指摘を受けても、本当に必要なか必要ないのかということはこちらのほうで内容をしっかり精査して、最終的に要求するのは我々の責任において必要だと思うことしか要求いたしません。

**教育部次長** 今までと重なる部分はあるんですけど、議会の要望も含めてなのですが、先程話があつた学校いきいきプラン支援員については、10年以上48名体制というのが続いていて、過去において教育委員会としても増額要求してもなかなか認められなかったという時代がありました。最近コロナ対策という背景もあつて、人の配置については国のほうもだいぶ手厚くなつてきています。そういう中で、学習指導員の配置も新たに予算化されましたし、いきいきプラン支援員も現場は一番欲しがっている部分でもありますので、今後必要があれば増額ということもあるのですが、ただ、議会でも指摘されたのですが、なかなか執行ができないというところがあるんですね。それはなぜかと言うと、先程利光参事が言いましたように、なかなか人が確保できないということがあつて、去年も学習指導員は結局予算を使い切れなかったということがあります。これは私が答えるより学校教育課の所管になると思うんですけど、今後学校の中に入ってくる人たちは、国のほうは、例えば塾の先生でもいいとかボランティアでもいいとか、結構幅広く、資格は問わないという形もあるのですが、やはり学校のほうは逆にある程度質を確保したいというのもあるので、なかなかそのバランスを取るのが難しいというところもあります。学校現場の中でどれだけ学校外の人に支援してもらおうかということはしっかり考えながら、それと予算と一緒に考えていかなければいけないと思います。金額を増やしてもなかなか配置が追い付かないという状況もありますので、その辺もしっかり検討していかなければいけないなと思いますし、議会のほうからもそういった指摘は受けております。

**新谷委員** 予算はあるけれども人が集まらないというお話でしたが、学習支援員さんは、去年学校教育課長から頼まれてAPUの私の教職プログラムの学生を

2名ほどご紹介したのですが、そういうものがあることを知らないんですよ。だから、教育委員会のホームページを見たら載っているよ、ということをお教えしました。いきいきプラン支援員なども、教員免許だけでなく介護関係の免許があればなれるなど、そういうことがわかれば希望する人もたくさんいると思うんですね。ですので、学校関係者以外の人にも知ってもらおうとか、募集していますよということをお、ハローワークにも出していると思いますが、そういう周知の仕方が薄くて、それで知らないのかなと思っています。私ももっと早く学習支援員のことを知っていたら、たくさん紹介できたし、学生も勉強になると喜んで行きましたので、周知の仕方をもう少し工夫すればいいのかなと思っています。

**教育部次長** その点はお指摘のとおりだと思います。各自治体やはりその部分で、いかに広報して知ってもらおうかというところで差が出ているところがありますので、いろんな手段を使ってそういう人材を求めているということが伝わるように、PTAのほうからも言うてくれれば口コミでもっと紹介できるのになという話があったりしますので、そういうような努力はしていきたいと思っています。

**寺岡教育長** その他はよろしでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第8号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第8号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市学校給食運営委員会条例の制定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第5、議第9号 別府市学校給食運営委員会条例の制定についての説明をお願いいたします。

**教育政策課長** それでは9ページをお開きください。議第9号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

10ページをお開きください。条例案を掲載しております。新学給食共同調理場の令和5年9月の開設に向けまして、学校給食法第4条の規定に基づき実施する学校給食を適正に運営するため、別府市学校給食運営委員会を設置するため条例を制定しようとするものです。

第2条をご覧ください。運営委員会の所掌事務は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要な事項について調査、審議するものであり、第3条におきましては、委員会は、学校長、学校医、学校薬剤師、保護者、有識者、教育部職員など15名以内で組織し、第4条で任期を2年としております。第5条、第6条には、必要に応じて専門委員、部会を置くことができるように定めております。諮問しました事項は、委員会にお

いて学校ごとの現状に則した議論がなされ、答申を受け、教育委員会としての決定を経て、校長を通じて各学校に運営方針等を反映していきます。そして 11 ページの下段に附則があります。そちらには、附則の第 2 項におきまして、別府市学校給食運営委員会の委員及び専門委員につきましては、特別職の職員で非常勤ものとして取り扱うように定めております。報酬は、日額 4,900 円となっており、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するようにしております。説明は以上となります。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 諮問委員なんですね。

**教育政策課長** そうです。諮問の委員会となります。地方自治法的には 138 条の 4 第 3 項で定めている付属機関という取り扱いとなりますので、市長等の執行機関、教育委員会を含めてですけれども、市長や教育委員会等の要請によって、行政執行のために必要な審査や審議や調査、そういったことを行うための機関となります。

**寺岡教育長** その他はございませんでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 9 号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 9 号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 6、議第 10 号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

**社会教育課長** それでは 13 ページをご覧ください。議第 10 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。内容につきましては、16 ページ 17 ページの新旧対照表を見てご説明させていただきます。今回の改正は、別府市公会堂の舞台照明の改修工事に伴いまして、変更になります舞台器具などの使用料を改正するものでございます。左の表が現行の料金体系であり、右の表が改正後を表しています。変更した箇所につきましては、右の表のアンダーラインを引いている部分になります。まず舞台器具の款に新たに箱馬、指揮者台及び譜面台を加えます。次に照明器具の款を右の表のように改めます。現行のアップーホリゾンライト、ロアホリゾンライトはそのまま改正はございません。また、音響器具の款、テープレコーダー A、B、C を再生録音機器に改め、マイ

クスタンドを新たに加えます。施行日につきましては、令和4年4月1日からとなっております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** 現在行っている改修工事の完了予定はいつ頃ですか。

**社会教育課長** 3月15日が完成予定となっております。その後、検査を受けまして4月1日からの開館という形で予定を組んでおります。

**山本委員** 今回椅子等が全部変わったんですかね。

**社会教育課長** 今回の改修につきましては、2階と3階の大ホールが主になります。先程委員がおっしゃったように、椅子の改修と舞台の緞帳、舞台の照明器具の更新を行っております。

**福島委員** ピアノが1台につき5,500円になっていますが、調律は誰がするのですか。

**社会教育課長** 調律につきましては、年に1回こちらのほうで行っておりますが、使用される場合に使用者の方が再度調律をとということで、自費でやっている場合もあります。

**福島委員** ではケースバイケースですか。ちなみにビーコンの場合は調律代が入っていますね。だからちょっと高いです。

**寺岡教育長** 市は調律代が入っていないのですね。

**社会教育課長** 入っておりません。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第10号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第10号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市子どもの読書活動推進計画（第3次）について

**寺岡教育長** 次に議事日程第7、議第11号 別府市子どもの読書活動推進計画（第3次）についての説明をお願いいたします。

**社会教育課長** それではお配りしておりますカラー印刷の資料をご覧ください。議第 11 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。読書活動の推進につきましては、先般の総合教育会議の場でも議論されました。貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。読書習慣の形成をどうすればよいのか、皆様からいただいたご意見を本計画では実装したいと考えております。

今回の第 3 次の計画でございますが、第 2 次との違いは主に 3 つ挙げられます。目標としております読書週間の形成、読書環境の整備は第 2 次でも目標として設定しております、これまでとは変わりませんが、新たに、大人の意識改革ということを目標とさせていただきます。

まず資料のほうからご説明させていただきます。まず「はじめに」というところです。総合教育会議の場でも話されましたが、なぜ本を読むことが大事なのかという点につきまして、こちらの 4 段落目以降に記載しております。そちらにありますように、人生において大切な体験を、読書を通して疑似体験できる、ワクワクできる、ドキドキできる、また、知識が深まる、教養を得ることができる、という形で読書活動の大切さを記載させていただいております、それに私たちの生活に大きく寄与する読書を推進することは、私たちの生活をより豊かにするという事で、読書活動の推進について「はじめに」で謳っております。

また、本計画は 2 部から構成されておまして、第 1 部は、まず 2 ページから 25 ページまで計画の策定にあたってという条文を入れております。19 ページから 21 ページまでは、現状の課題から考えることということで、先日の総合教育会議においてもこの部分をかいつまんでと言いますか、説明をさせていただきます。細かい部分につきましては、今回説明は割愛させていただきます。

続きまして 26 ページから第 2 部になります。本計画策定における基本的な考え方、推進施策の効果的な実施に向けて、という形で記載しております。まず 27 ページ、こちらのほうに本計画の基本理念である『読書が大好き』別府っ子』ということで、「別府ならではの読書環境の整備」「幼少期からの読書習慣の形」「大人の意識改革」という 3 つの基本方針を挙げて計画を進めるようにしております。基本理念は 28 ページに、29 ページ以降に基本方針を記載しております。29 ページにあります基本方針 1 「別府ならではの読書環境の整備」では、「年齢、性別、人種、居住地、障害の有無等に関わらず、多様なすべての子どもたちが読書を楽しむことができる環境づくりを進めます」ということで、こちらにあります目標「いつでもどこでもだれもが、本と関わりが持てる環境整備」から次のページにあります「多様な読書の推進」までの 3 つの目標を挙げまして、それぞれの施策、取組例を掲げています。以降、基本方針 2 『幼少期からの読書習慣の形成』の実現』につきましては、こちらにありますように、「子どもたちが自発的に本を読みたくなる、読んでもらいたくする環境を整え、幼少期の読書習慣の形成を進めます」ということで、こちらにあります「未就学児童利用施設での読書活動の推進」から次のページの「社会教育課での読書活動の推進」までの 6 つの目標に対して施策、取組例を掲げております。33 ページでは基本方針 3 『大人の意識改革』の実現』ということで、「子どもたちのロールモデルとなる大人が読書の楽しさ、面白さを再認識し、またあらためて実感できる『大人の読書活動の推進』を進めます」という

ことで、こちらにあります3つの目標に対して施策、取組例を掲げております。

34 ページの第2章では、推進体制の整備ということで、こちらにあります市内の図書資料の循環を図るために物流ネットワークシステムの構築を検討します。次に、多様な主体の連携として、子ども読書に関わるボランティア団体、個人、民間企業、学校や図書館など様々なネットワークの構築・拡大を図ります、としております。

35 ページになりますが、本計画の公表後、関係各課と協議の上、令和4年度以降の具体的な取組を決定し、施策の効果的な実施を進めるため組織を設定し、こちらにあります子ども読書活動推進協議会を設置し、本計画の進捗状況の把握と目的の達成のための計画修正等を図るための指標評価及び実態調査を毎年実施することとしております。

別冊の参考資料につきましては、昨年度行いました意識調査の結果を主にまとめております。こちらのほうも説明を割愛させていただきたいと思っております。以上が第3次別府市子ども読書活動推進計画の概要となっております。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。法律に定められておまして、地方公共団体は子どもたちの読書の推進については責務があるということでございます。5年に1回の推進計画の策定で本当にご苦労されておりますが、教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** この冊子は委託で作ったのですが、それとも教育部内部で作ったのですか。

**社会教育課長** こちらの冊子は社会教育課で作成しております。

**山本委員** これはどこかに配布するのですか。

**社会教育課長** こちらは議決いただきましたら、学校を含め関係団体等にも配布するようにしております。いずれにしても、議決をいただきましたら、製本については専門業者に発注を予定しておりますので、本年度中に製本まで終わらして約300部作成し配布するようにしております。

**山本委員** この辺は総合教育会議でもいろいろと議題になりましたし、今度は新図書館もできるという期待が皆さんあると思いますが、この12ページの子どもの図書館の利用で小学校の高学年と中学生は、県立図書館や他の市町村を利用するというので、この数字を見ると大分に行っているのかなと、それがぜひ別府に来てくれるといいなと思います。地元で今度の場所はまさに文教地区の中心部にできますから、学校も近くにありますが、まず来てもらわないと本も読んでもらえないかなと思うので、ぜひいい方向に進むといいなと思います。

**川崎委員** これは第3次の計画で、2次と比較して基本方針3の「大人の意識改革」がプラスされているということなんですけども、この計画は誰に向けて出すのかなというのがあって、今後のスケジュールの中で各組織団体への趣

旨説明というのがあって、具体的にどのような形でどこに向かってこの計画を出していったら、基本方針の3つをどのように達成しようとしているのかということの説明していただきたいのですが。

**社会教育課長** あくまでも、これは子どもの読書活動の推進という計画でありますので、子どもの読書活動を推進するためという形になります。大人の意識改革という部分につきましては、まず大人が変わることで子どもの読書という手がかりによって変わっていくという話が出ている中で、先日の総合教育会議の場でも、やはり幼少期から子どもに読み聞かせをするということが、読書活動を形成する上では重要だという話が出ていました。大人の調査の中でも、忙しさでなかなか本を読めないということもございます。そういう結果を踏まえてやはり大人の意識改革で、読書ということを再認識していただく中で、読書活動に取り組む子どもさんと一緒に活動の推進をしていくことが大事になると思います。そういうことで、今回大人の意識改革ということを入れさせていただいております。どうやって推進するのかということですが、こちらにつきましては、保護者を対象とした様々な事業等を通じて推進していきたいと考えております。

**川崎委員** そうすると、大人というのは保護者という観点でいいのか、先生方も含めて皆さん大人ということでもいいんですかね。特に、先日の総合教育会議の中でも、保護者が読み聞かせみたいなのところがあったと思うのですが、保護者まで浸透するというか、その辺はいかがですか。非常に難しいと思うんですけどね。

**教育部長** この子ども読書の活動推進計画というのは、いろんな角度で子どもの読書について先日総合教育会議の中でも委員の皆様にも語っていただきましたが、いろんな切り口があると思います。この計画につきましては、誰が推進するとかではなく、市民の皆さんと一緒に進んでいきたいという思いも持っております。それをどのようにすると効果的に、そういった効果が出てくるのかということについては、内部で一度検討して、しっかりと必要な団体や、そういった団体に入っていない市民の方々に周知できるのかということについて考えていきたいと思っております。

**川崎委員** 計画は立派なんですけども、これを300部刷ってどこまで浸透するのかという、作っただけということにならないようにしてほしいというのが思いとしてあります。結局は「何のためにやるか」ということに戻らなければならないんですけど、その辺をはっきりしながら進めていくのが大事かなと感じています。

**教育部長** 川崎委員にご指摘いただいたとおり、行政というのはいろんな計画を作るのですが、それを市民の方々に分かっていただくPRの仕方というのが本当に苦手だというように認識しているのですが、なるべく効果的に市民の皆様にも実行していただくような方法を考えてPRしていきたいと考えております。ありがとうございました。

**川崎委員** これは一般公開するものというふうに考えていいのですか。

**社会教育課長** こちらは配布をさせていただくのですが、現在第2次の分はホームページにも載せております。当然第3次につきましても策定後にはホームページに載せて、広く市民の方に読んでいただくという対応をさせていただく予定にしております。

**川崎委員** 浸透させるにはSNSを使ったり、今はいろいろと手はありますよね。

**福島委員** せっかく新しい図書館ができるんですから、それに向かって盛り上がりをつくるようなスケジュール、ロードマップのようなものをつくると、これが活かされると思いますから是非とも検討してはいかがでしょうか。これはこれ、図書館は図書館だけではなく、これを元に新しい図書館に向かつての盛り上がりをつくっていく。オリンピックなどは特にそうですね。盛り上がりをつくりながら当日があつて閉会式があつて、ぜひそうやっていって欲しいと思います。

**教育部次長** 新しい図書館に向けて、市民との協働という視点でこれからいろんなワークショップを開き、そういった取組を進めていきますし、当然そういった中から人材育成といいますか図書館に携わるボランティアの方を育ていくという視点もありますので、そういったことも含めて社会教育課と我々施設整備室が連携して、大きな動きをしていきたいと思います。そういった中で、大人の意識改革という点で言うと、総合教育会議でもそういうご意見をいただいたと思うのですが、やはり高齢者の方は比較的によく図書館を利用するんですけど、いわゆる就労世帯とか子育て世帯はなかなか足が向かないといったことがあるので、ぜひ新しい図書館では、そういうサラリーマンであるとか、そういった方々が図書館に来て読書できるような環境、あるいはきっかけづくりということも含めて考えていきたいと思います。その中で、この大きな読書推進計画もいろんな手段を使って広めていきたいと考えております。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。これからかなり多くの方の目に触れますので、用語の使い方や人権的な部分、元号や西暦なども統一できるところはしていただきたいと思います。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第11号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第11号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 市指定文化財「東別府駅本屋」の現状変更等について

**寺岡教育長** 次に議事日程第8、議第12号 市指定文化財「東別府駅本屋」の現状変更

等についての説明をお願いいたします。

**社会教育課長** それでは 19 ページをご覧ください。議第 12 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。東別府駅本屋は、平成 15 年に別府市の有形文化財に指定されておりますが、今回、所有者である J R 九州から、東別府駅の無人化に伴い、バリアフリー設備の設置についての申し出がございました。21 ページの上の図になりますが、現在ホーム上のみ整備されておりますこれまでの導線が待合室を含めて確保されていない状況であることから、待合室内に誘導ブロック、警告ブロックを敷設するものでございます。今回の設備の設置につきましては、市指定の有形文化財であります東別府駅の現状を変更する場合に該当することから、別府市文化財保護条例第 14 条、現状変更などの制限第 1 項の規定により教育委員会の許可をお願いするものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 読み方は「ほんおく」ではなくて「ほんや」でいいのですか。

**社会教育課長** 「ほんや」というのが正式だそうです。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。では、他に特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 12 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 12 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項（1）

**寺岡教育長** 次に報告第 2 号 寄附受納についての説明をお願いいたします。

**教育政策課長** それでは議案の 22 ページをお開きください。寄附受納について教育政策課関係部分をご説明いたします。一覧表の 1 番です。冷蔵庫 1 台、見積価格 10 万円、寄附目的は地域の小学校に貢献するため、寄附者は本人からの申し出により匿名となっております。各学校に要望を聞いた結果、南小学校から希望がありましたので配置することになっております。以上です。

**学校教育課参事** 学校教育課関係部分をご説明いたします。2 番です。絵本「そらまめくんのまいにちはたからもの」14 冊、16,800 円の分です。有料レジ袋等の益金を積み立てた「環境基金」を、各幼稚園の心を育む環境教育の充実に活用

するために、生活協同組合コープおおいたからいただいております。以上です。

**社会教育課長** 社会教育課関係部分です。3番から13番につきましては、それぞれ書籍の寄附をいただいております。杉本様から書籍93冊、久米様から資料として41点、堀田様からは書籍やレコード等をいただいております。富永様からは資料を複数、末光様から資料を17点です。13番の佐藤一生様は、別府市の名誉市民であります佐藤文生氏のご子息で、文生様が所有していた書籍をいただいております。14番から27番までにつきましては、お配りしておりますカラー刷りの資料に、それぞれの作品と作家の略歴等を印刷しておりますので、こちらの資料で説明に代えさせていただきたいと思っております。最後の土地関係です。今お配りした資料の黄色でマーカーをしているところが寄附いただいた場所になります。鉄輪線のドラックストアセイムスの西側で、北中の市営住宅のあるところ、現況北中の公民館がございます。この海側の空き地になっているところですが、2枚目のカラー刷りところで、②の白抜きになっている部分につきまして、地域住民の公益のためということで、大野ワカ子様から寄附いただいております。現状につきましては、所有者である大野様から現在も無償で公民館の駐車場という形で使用してくださいと言っていたが、利用しておりましたが、今回改めて、市のものとして公民館の駐車場に使っていただきたいということで寄附をいただいております。なお、北中公民館につきましては、土地部分の所管が社会教育課になっておりません。市営住宅を管理している施設整備課が管理しておりますので、改めてこちらの実測をしまして、公民館用地のほうも所管換えを報告させていただいて、併せて土地と公民館用地含めて社会教育課で管理をするという形で考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各課長、参事より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

## ◎ その他（1）

**【概要】** ※令和4年3月定例教育委員会の開催日程について、令和4年3月24日（木）17:00より開催することが決まった。

---

## ◎ 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会設置要綱の制定について

**寺岡教育長** ここで追加議案がございまして、議事に加えたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** それでは議事日程第9、議第13号 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会設置要綱の制定についてでございます。説明をお願いいたします。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** よろしくお願ひいたします。議第13号につきましては、規定により議決を求めますのでございます。

別紙の2ページをご覧ください。第1条、設置につきましては、平成28年に制定されました教育の機会の確保等に関する法律第9条の趣旨に基づき、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われるよう、不登校児童生徒の状況及び支援の状況について、民間団体等との関係者間での共有を促進していくことを目的としています。

第2条をご覧ください。所掌事務といたしましては、不登校児童生徒の実態把握に関する事項、支援に関する機関及び団体相互の連携に関する事項、支援体制に関する事項、その他不登校児童生徒の支援のために必要な事項、としています。

第3条、組織に関しましては、委員は12人以内とし、学校関係者、不登校児童生徒の支援に関するフリースクール等民間機関及び団体関係者、別府市からは市民福祉部関係者、教育部関係者、その他教育長が必要と認める者、とさせていただきます。

次に3ページ、第4条をご覧ください。委員の任期は2年としております。本協議会により民間団体との連携がさらに進むことを期待しております。人選を早急に行い、できれば3月中に第1回目の協議会を開催し、各機関の取組を共有するとともに課題を捉え、来年度の取組に反映させていきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**新谷委員** 第3条、組織の(2)民間機関及び団体関係者というのは、具体的にどういうふうな団体や機関があるのか、入ることが予想されている組織がもしあれば教えていただけますか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** まだ決裁をいただいているものではございませんが、案として考えておりますのが、フリースクールの代表者が1名、それから特別支援に関わる子どもたちや不登校の子どもたちを対応していただいております放課後デイサービスの代表の方、親の会の代表の方、心理士協会の代表の方にご参加いただきたいと思います。また、教育部からは、教育相談センターのスクールソーシャルワーカーや心理相談員、教育支援室の教育相談員等に参加していただきたいと思います。実を取るような会にしたいと考えております。意見を出し合いながら相互理解を深めて、子どもの居場所づくり、適切な支援に繋がる会の開催を目指しているところでございます。

**福島委員** 今不登校は教育センターが取り扱っているのですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 不登校に関わる取組は、学校教育課の安全支援係と教育相談センターが連

携しながら施策を組んでいるところです。

**福島委員** そことの連携はいいんですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 安全教育係と教育相談センターが事務局として運営に携わりたいと思います。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** まず、教育委員会が施策としてどういうことに取り組んでいるかということをも民間の方々にご理解いただいて、ともに進んでいければという思いがございませう。それから子どもの捉え方や傾向についても共有できればなと思っております。いろんな立場の子どもたちがいますので、実際に学校で対応できないところをフリースクール等で対応していただいているところもありますので、連携を強めていきたいというのが本音のところでございます。以上でございます。

**山本委員** 今まではこういう会はなかったのですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** この会は法律等で設置しなければならないというものではございませう。今までは、きちんとした会ではなくて、例えば私であれば、放課後デイサービスの子ども支援部会というものがありますので、そのような連絡会等に参加させていただいたりとか、フリースクールのほうに行かせていただいたりしておりましたが、一堂に会するようなことが今まではありませんでした。ですので、このような仕組みを作りたいと考えているところでございます。

**山本委員** 不登校の数が大変増えてきていますので、いい解決策や対策が取ればよいと思います。別府市は、若干減っていたんですかね。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 令和3年度に関しましては令和2年度から若干減少しております。

**山本委員** 全国統計では相当増えていますからね。ぜひ実のある会にさせていただきたいと思います。

**福島委員** 今は何人ですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 令和2年度が統計として出ていますが、小学校が46名、中学校が126名でございます。

**寺岡教育長** 12月議会でも、不登校対策についてはかなり具体的にご指摘されたんですけど、これも策の一つですが、不登校についてはここ数年間別府市の大きな課題として、抜本的に変えないとなかなか難しい状況がございまして、毎年子どもたちが学校から離れたたり授業から離れたたりしています。校長先

生を中心に3か年計画等で対応している学校もあって、何とかしないといけないと思っているところでございます。

**山本委員** 小児科医や精神科医のような医療関係者は入れないのですか。

**学校教育課参事  
兼教育相談センター所長** 一番要になるのはスクールソーシャルワーカーが参加することだと思います。いろんな立場で動いているスクールソーシャルワーカーは理解が通ずるというところで、子どもたちの居場所づくりに繋がる場所はあるかなと考えています。医療に関わる場所はスクールソーシャルワーカーが得意とするところになりますので、そこを含めながら支援ができればなと思っているところでございます。

**山本委員** 必要に応じて活躍できる場所があれば入っていただけたらいいと思います。県医師会などでも、不登校という切り口ではなくて、発達障がいへの対応力向上研修というのをこの数年間やっているんですよね。厚生労働省も国をあげて力を入れているところなので、そういう発達障がいという切り口で言うと、小児科や精神科なんですけども、場合によってはそういうところも入ってもいいのかもしれないですね。

**寺岡教育長** 非常に重要な会になろうかと思えます。学校づくりの視点からマネジメントからあらゆることに関係してきますので、ぜひいい方向に進めばと思います。その他よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第13号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第13号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上をもちまして、令和4年2月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

---

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。